

# 肱川水系河川整備計画を基本とした 肱川流域の治水対策の推進に関する意見書

一級河川「肱川」は、地形的特性により治水対策が困難な河川であるところから、戦前より様々な治水事業が実施されてきたにもかかわらず、たびたび洪水に見舞われ、流域住民はその都度、甚大な被害を被り筆舌に尽くしがたい苦痛を味わってきた。

このため、平成16年5月に山鳥坂ダム建設事業、鹿野川ダム改造事業及び河道改修を三本柱とした現在の「肱川水系河川整備計画」を肱川の安全・安心の確保と清流の復活を図る最適な手法として流域全体の総意により選択し、国及び関係地方公共団体が一体となって取り組んできた。

しかしながら、河川整備計画の三本柱の一つである山鳥坂ダム建設事業は平成21年10月に一時凍結され、2年以上の時間が経過した現在も検証作業が続けられている。

山鳥坂ダム関係者は、広域的な水資源の活用、肱川下流域の治水対策及び正常流量の確保と自然な流れの回復策として、ダム建設を苦渋の決断のもと受け入れたにもかかわらず、昭和57年4月のダム予備調査以来30年もの永きにわたり生活再建も地域振興も置き去りにされ、長年不便な生活を強いられており、一日でも早く安心して暮らせる地域となることを切望している。

また、中下流域の直轄河川管理区間においては、平成23年9月20日に襲来した台風15号が、平成16年8月台風16号、平成17年9月台風14号に次いで観測史上3位の水位を記録し、5箇所の暫定堤防で越水氾濫による浸水被害が発生するなど危機的な状況となつた。

過去10年の間に3回もの甚大な洪水被害を受けたことから、治水対策事業の遅れは住民に更なる不安を与えており到底容認できないものとなっている。

したがって、今できる対策は即座に実施すべきであり、現在の「肱川水系河川整備計画」を基本として、国と関係地方公共団体が一丸となり、上流域における洪水調節施設を整備するとともに、河川改修事業を計画的かつ積極的に推進し、早期に安全・安心の確保に努めることが喫緊の課題である。

これらのことについて強く要望する。

## 記

- 「肱川水系河川整備計画」を基本とした治水対策を積極的に推進し、低い水準にとどまっている肱川流域の治水安全度を早期に向上させること。
- 山鳥坂ダム建設事業については、地方の意見が反映されるよう取組み、検証作業を早期に終了させ、事業凍結を解除すること。
- 自然災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠で多様な水利用の公平かつ安定を図ることは、国が果たすべき責務である。については、四国地方整備局及び各事務所等の出先機関を存続させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

大洲市議会

(提出先)

内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、行政刷新担当大臣



議会を開いていませんか